

平成31年第1回定例会

## 伊南行政組合議会会議録

伊南行政組合議会

平成31年第1回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成31年2月20日

午後2時30分開会

組合長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案説明

議案第1号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第3号)

議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算

議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算

日程第4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第5 一般質問

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長あいさつ

出席議員(17名)

1番 加治木 今

3番 三原 一高

5番 小原 茂幸

7番 小林 敏夫

9番 中村 明美

11番 坂本 紀子

13番 中塚 礼次郎

15番 清水 正康

17番 宮井 訓

2番 坂本 裕彦

4番 菅 沼孝夫

6番 池上 善文

8番 堀内 克美

10番 久保島 巖

12番 山崎 啓造

14番 松澤 文昭

16番 天野 早人

説明のために出席した者

組 合 長 杉 本 幸 治

副 組 合 長 宮 下 健 彦

助 役 堀 内 秀

会 計 管 理 者 馬 場 昭 一

病 院 事 務 長 市 瀬 憲 治

新病院建設準備室長 倉 田 貴 志

飯島町住民税務課長 那 須 野 一 郎

宮田村住民課長 浦 野 康 之

副、組 合 長 下 平 洋 一

副 組 合 長 小 田 切 康 彦

事 務 局 長 米 山 久 之

病院事業管理者職務代理者 村 岡 紳 介

病院経営企画室長 山 岸 洋 一

病 院 総 務 課 長 上 久 保 誠

中川村住民税務課長 村 澤 ゆかり

事務局職員出席者

事 務 局 次 長 松 澤 京 子

事 務 局 書 記 小 木 曾 隆

事 務 局 書 記 吉 澤 照 代

## 本日の会議に付議された事件

### 議事日程記載のとおり

午後2時30分 開会

**○次 長（松澤 京子君）** 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

**○議 長（清水 正康君）** 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

先日、宮田村で発生しました豚コレラの問題に関しましては、県の指示のもと、近隣市町村の職員の皆様の御協力もいただき、早急に対応することができました。本当に御礼申し上げます。ありがとうございました。

特に、この伊南行政組合を構成する4市町村、宮田村を除いた3市町村の皆様には、大きな大きな御支援をいただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

このことについては、伊南行政組合の議会とは直接何か関係するというものではありませんが、伊南行政組合で行われている事務事業は、病院を初め、し尿処理、有害廃棄物の処分、火葬事業と、いずれも地域住民の生活と密接にかかわっているものであります。こうした事業が安心・安全に行われるよう、議会としても注視していく必要があると改めて感じたところであります。

今議会は、春の統一選、また飯島町の構成替え控えた転換期を迎えている伊南行政組合の新年度事業に係る予算を審議する議会であります。社会情勢が大きく変貌する中であります。予算を伴う事務事業はもちろんのこと、現時点で直接的な予算に関係するものでなくても先を見据えて十分に議論をしていくことが必要であると考えます。皆様の闊達な議論をお願いいたします。

それでは、これより、平成31年1月18日付、告示第1号をもって招集された平成31年第1回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

**○組 合 長（杉本 幸治君）** 平成31年1月18日付、告示第1号をもって平成31年第1回伊南行政組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、市町村議会を控えお忙しい折にもかかわらず御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、ことしに入り早いもので2月も後半になりました。

伊南地域では、これまで生活に支障を来すような大雪もなく、正月以降、比較的穏やかな気候が続いてきております。

一方、先月中旬以降インフルエンザが流行し、伊南地域でも感染の拡大を防ぐため、昭和伊南総合病院を初め医療機関での細心の注意を払いながら対応してきているところでございます。

また、今月に入り全国5府県で発生をした豚コレラが伊南地域の宮田村養豚場でも確認をされ、大変な状況でありました。県職員や自衛隊、市町村職員などが殺処分等防疫措置に尽力をされ、迅速に対応されたところでございますが、風評被害が懸念をされております。豚コレラは人体には影響がないとのこと。食の不安の解

消や、養豚農家など地域経済へ影響が出ないようにと願っているところでございます。

昨日は二十四節気の雨水でありました。空から降るものが雪から雨に変わり草木が芽生えるころとして、昔から農耕の準備を始める目安とされてきました。これからは、寒さも峠を越え、三寒四温を繰り返しながら暖かな春になっていくものと思われま

さて、年度末が近づき、各市町村においても新年度の予算編成や事業計画などを進めているところでございますが、税収や地方交付税がなかなか伸びず厳しい財政状況の中、限られた財源で多様化する住民ニーズに対応するとともに、少子高齢化、人口減少社会に向けた取り組みが喫緊の課題となっております。

直近の長野県経済の動向によりますと、県内景気について「緩やかに回復している」としており、「生産は増勢が鈍化している」とあり、今後については「米中貿易摩擦の影響など海外の動向に伴う景気の下振れリスクに注視していく必要がある」としております。

地域経済の状況を見ますと、雇用情勢では、有効求人倍率は横ばいで推移をしている状況ですが、今後一層の景気の好循環を期待するとともに、国の経済政策に注視をしながら効率的な事業運営を進め、活力ある地域づくりに向けた取り組みを一層進めてまいります。

さて、今議会に提案を申し上げます案件は、事件案件1件、補正予算1件、新年度予算2件の計4議案でございます。

条例案件は、職員の働き方改革に取り組むため、育児と仕事の両立支援の環境整備として育児短時間勤務制度の導入及び超過勤務命令できる上限を定めるなど、所要の改正を行うものです。

補正予算については、病院事業会計において、入院診療単価の増による医業収益の増加と、これに伴う薬品費、医療材料費の増加及び退職者の増による給与費の増額により予算の補正をお願いするものでございます。

続きまして平成31年度当初予算でございますが、一般会計当初予算規模は総額11億1,992万円余となり、前年度当初予算と比較し1億8,436万円の増加となりました。

主な事業内容について申し上げます。

火葬場事業については、年次計画による3号火葬炉の全面積み替えや排煙ダクトなど設備機器修繕を予定し、前年度比では394万円余の増加を見込んでおります。

老人保健施設事業では、越百訪問看護ステーション建設負担金及びフラワーハイツ建設償還金の終了により、観成園の敷地料補助のみとなり、前年度より330万円余減少をしました。

衛生センター事業につきましては、懸案であった基幹的整備改修工事を平成31年度から2カ年かけ総額9億1,990万円の継続費により実施してまいります。今年度は、設備改修及び工事監理費など1億6,970万円を計上させていただきました。工事期間中の既存施設稼働のための修繕料や業務支援及び汚泥運搬処理なども合わせ、衛生センター事業全体では2億4,155万円余となり、前年比で1億6,118万円余増加をしております。

不燃物処理事業は、乾電池、廃蛍光灯など有害廃棄物の一部保管業務などについて前年度同額の548万円余を計上いたしました。

病院費につきましては7億2,360万円余を計上し、前年度比では2,028万円余の増加になりました。夜間一次救急診療医師報酬は昨年度と同額の360万円、また、医学生向け合同説明会出展費用についても昨年に引き続き研修医確保対策事業として200万円を計上させていただきました。繰出金の内訳は、基準内繰出金は前年

度より 2,149 万円余増加をし、上伊那地域医療再生事業繰出金は 121 万円余前年より減少をしました。

次に病院事業会計予算でございますが、平成 31 年度予算の規模は、事業収益を前年度対比 4.5%増の 69 億 4,300 万円余を見込み、事業費用も 2.1%増の 66 億 4,700 万円余を見込みました。当期純利益は 2 億 9,600 万円余を見込んでおります。

また、平成 31 年度は第二次経営計画後期計画の初年度に当たります。後期計画では、財政基盤を確立し、基金積み立てを行い、新病院建設の検討を目標としております。昨年、あり方検討委員会を立ち上げ、住民アンケートを実施し、現在、新病院建設基本構想の策定を進めているところですが、新年度は基本計画策定に着手をし、検討を進めてまいります。

今議会に提案申し上げますこれらの議案につきまして、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、第 1 回定例会開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議 長（清水 正康君）** ただいまから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員を指名いたします。

署名議員は、会議規則第 78 条の規定により 16 番 天野早人議員、17 番 宮井訓議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日 1 日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第 1 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

について提案理由の説明を求めます。

**○病院事務長（市瀬 憲治君）** 議案第 1 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、職員の働き方改革に取り組むため、育児と仕事の両立支援の環境整備として育児短時間勤務制度を導入するため及び超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

改正の背景、概要について御説明いたしますので、議案第 1 号説明資料をごらんください。

少子高齢化や個人の価値観の変化による仕事と家庭の両立支援など、ライフスタイルの多様化に対応して、平成 19 年に地方公務員の育児休業等に関する法律が施行され、育児短時間制度の新設、対象となる子の範囲の拡大、給与等の取り扱いの見直しがされ、平成 22 年の改正育児・介護休業法では民間企業に対し短時間制度を設けることが義務化されております。

また、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によ

り長時間労働の是正のための措置として時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員、地方公務員に対し超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講じるよう求められているところです。

この流れを受け、働き方改革への対応方針として、昨年 12 月の議会全員協議会において医師を初めとする当院職員の働き方改革に向けた緊急的な取り組みについてを御説明させていただきました。

今回の条例改正の目的は、多様で柔軟な働き方改革への取り組みとして短時間制度の導入、働き過ぎを防ぐ取り組みとして超過勤務命令を行うことのできる上限の設定を行いたいとするものでございます。

育児短時間勤務制度の概要でございますが、育児と仕事の両立支援、働き方改革への対応、優秀な医師・医療従事者の確保などを目的とし、常勤職員のまま 1 週間当たりの勤務時間を短くすることのできる制度で、対象となる職員は小学校就学前の子を養育する常勤職員、勤務のパターンを複数定め、本人の申請により、これを承認するものでございます。

給与や手当、年次有給休暇日数は、勤務時間等に応じた換算となります。

本制度の導入とともに、育児休暇から職務復帰後における給与の調整に関しては、医療職のキャリア形成が重視される病院特有の課題に対応するため、育児休業期間の換算率については現行のとおり 2 分の 1 として運用し、新たに導入する短時間勤務に関しては勤務実態があることから 100 分の 100 として運用をするものです。

超過勤務の上限設定については、長時間労働の是正のための措置を講じるもので、勤務時間条例第 4 条に時間外勤務に関する必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

なお、医師については、医師法に基づき応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であることから 5 年間の猶予措置があり、現在、国において議論がされているところであります。

1 - 2 ページをお開きください。

今回の改正では、育児休業等に関する条例、任期付職員の採用等に関する条例、勤務時間及び休暇等に関する条例、一般職の給与に関する条例の 4 条例の一部改正を行うものです。

改正条例第 1 条は育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第 2 条から第 5 条は条文の整理及び見出しなどの修正をするものです。

第 6 条は育児休業した職員の職務復帰後における号俸の調整を規定し、第 8 条は育児短時間勤務をすることのできない職員の規定、第 9 条は育児短時間勤務終了の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることのできる特別な事情を規定し、第 10 条は交替制等勤務職員のための勤務の形態を規定しております。

第 11 条は育児短時間勤務の承認、期間の延長の手続を、第 12 条は承認の取り消しを、第 13 条、第 14 条は育児短時間勤務の承認が失効した場合において引き続き当該職員を短時間勤務させることのできるやむを得ない事情の規定と職員への周知を規定し、第 15 条は育児短時間勤務をした職員の退職手当の取り扱いについて、第 16 条は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用にかかわる任期の更新を、第 17 条は部分休業をすることのできない職員を規定するものです。

次に 1 - 5 ページをお開きください。

改正条例第 2 条 伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正ですが、第 4 条の給与に関する特例の規定に第 5 項として育児短時間勤務の承認を受けた任期付職員の給与月額算出方法について

規定するものでございます。

次に、改正条例第3条 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第2条は育児短時間勤務に関するもので、週休日について規定し、第4項は任期付育児短時間勤務職員の勤務時間について、第2項は育児短時間勤務者の勤務時間等について規定するものです。

第4条第1項、第2項にそれぞれただし書きを加え、1項は宿日直業務、2項は超過勤務を命ずることができる場合を公務の運営に著しい障害がある場合に制限するもの、第4条3項の追加は超過勤務の上限設定に関する規定で、正規の勤務時間外における勤務に関し必要な事項等については規則で定める規定を追加するものです。

次に、改正条例第4条 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、第4条の4として育児短時間勤務、任期付短時間勤務職員の給与月額の方法を追加規定するもので、第4条の5以降の改正規定については、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法について育児短時間勤務職員の勤務時間に応じた支給方法とするよう所要の改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するもので、施行日前に育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整、承認の請求手続に関する経過措置を設けたものでございます。

以上申し上げ、議案第1号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（清水 正康君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○病院事務長（市瀬 憲治君）** 議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書2-1ページをお開きください。

今回の補正は、1日当たりの診療単価の増による医業収益の増額と、これに伴う材料費の増額、退職予定者の増加による給与費の増額を行うものでございます。

第2条 収益的収入及び支出では、収入1項 医業収益を1億円増額し、1款 病院事業収益を69億3,233万9,000円とし、支出1項 医業費用を1億円増額し、1款 病院事業費用を69億3,174万7,000円としたいとするものです。

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、給与費の増額に伴い2,000万円増額し39億7,081万8,000円とし、第4条 たな卸資産購入限度額は材料費8,000万円の増額に伴い16億1,950万円としたいとするものです。

議案書2-2ページをお開きください。

予算実施計画（補正第3号）ですが、収益的収入及び支出では、収入1項1目 入院収益を入院診療単価の増額により1億円増額、支出1項1目 給与費は医師、看護師など退職予定者の増加により退職給付費を2,000万円増額、2目 材料費は、薬品費を抗がん剤、分子標的薬などの増加により診療材料費と治療材料の増加によりそれぞれ4,000万円増額をお願いするものです。

議案書2-3ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表につきましては、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上申し上げ、議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（清水 正康君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算

議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（米山 久之君）** 議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算について提案説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,992万6,000円に定めるものでございます。

前年度対比では1億8,436万円の増額、率にして19.7%の増加になります。

第2項の予算の款、項の区分ごとの金額は2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算に掲げてございます。

第2条 継続費については、4ページ、第2表をごらんください。

3款 衛生費、2項 清掃費の衛生センター基幹的整備改修事業について、総額9億1,990万円の事業費を平成32年度まで継続費を設定して事業を進めるものであります。

お戻りいただきまして、第3条 地方債につきましては4ページの第3表に掲げてございます。

起債の目的として衛生センターの基幹的整備改修工事について1億4,730万円を限度額として、起債の方法、利率、償還方法を記載のとおり定めさせていただきたいものです。

1ページに戻り、第4条は、一時借入金の借入最高額を予算総額の10%程度を目安として1億円に定めるものでございます。

第5条は、予算の執行上必要がある場合に歳出予算の同一款内、各項目間で流用することができる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書で説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

1 款の分担金及び負担金は、構成市町村からの分担金を 9 億 3,289 万 8,000 円計上しました。

前年度対比ではプラス 4.7%、4,229 万 7,000 円の増加になります。

2 款 使用料及び手数料、1 項 1 目 衛生使用料の 1 節 火葬場使用料は、前年度より 62 万円増加を見込み 904 万円を計上しました。

2 節 衛生センター使用料は、前年度と同額の 1,388 万 3,000 円を計上しました。

8 ページ、5 款 財産収入は 1 万 9,000 円を計上しました。

1 目 1 節 土地貸付収入 1 万 7,000 円は、伊南聖苑の公園用地の一部を駒ヶ根市へ貸し付けているものです。

前年度比 65 万円余の減少は、特別養護老人ホーム越百園併設の旧訪問看護ステーションの起債償還が終了し、これにかかわる上伊那福祉協会への建物貸付収入が皆減したことによるものです。

2 目 利子及び配当金は、病院施設整備基金利子及び医師確保基金利子を見込んであります。

6 款 繰越金は、前年度と同額の 500 万円を計上しました。

9 ページ、7 款 諸収入ですが、1 項の預金利子は預金利息の低下により前年度より 3 万円減の 3 万円を見込みました。

2 項の雑入は、火葬場分として聖苑自動販売機使用電気料を、衛生センター分は下平工業団地の企業からの排水ポンプ施設使用負担金等を見込んでいます。

8 款 組合債は、先ほど地方債の項目で説明させていただきました衛生センターの基幹的整備改修事業にかかわる工事費及び管理業務費の起債対象事業費について、充当率 90%、1 億 4,730 万円の一般廃棄物処理施設整備事業債を計上させていただいたものです。

10 ページ、9 款 寄附金は、病院事業に対する寄附金を前年度同額の 10 万円計上させていただきました。

10 款 繰入金金は、医師確保対策基金からの基金繰入金 1,100 万円を計上しました。

続いて歳出予算について説明いたします。

11 ページをごらんください。

1 款 議会費ですが、平成 31 年度は隔年で実施する行政視察研修の計画年度であり、旅費、使用料及び賃借料を計上し、前年度より 64 万 5,000 円増加の 127 万 5,000 円を計上しました。

12 ページ、2 款 総務費ですが、1 項 1 目の一般管理費は前年度より 357 万 4,000 円増加し 3,542 万 5,000 円を計上しました。増加した主な要因は、年度当初見込みの事務局職員 1 名において再任用職員が正規職員になったことで 2 節 給料、3 節 職員手当等などが増加したことによるものでございます。

13 ページ下段、2 項 監査委員費は、平成 31 年度は隔年実施の監査委員研修の実施年度ではないため昨年より 4 万 5,000 円減少しました。

続いて 15 ページ、3 款 衛生費、1 項 保健衛生費は 4,423 万 8,000 円の計上で、前年度対比プラス 1.5%、64 万 2,000 円増加しました。

1 目 火葬場費は 4,142 万円を計上しました。

このうち 11 節 需用費の修繕料は、年次計画により昨年に引き続き 3 号火葬炉の全面積み替えや排煙ダクト修繕などを予定し、昨年より 319 万円の増加。

13 節 委託料は、燃料費の高騰などにより指定管理料が前年度より 90 万円増加するなど、火葬場費全体で

は前年度より 394 万 4,000 円増加をしております。

2 目の老人保健施設費は、前年度対比マイナス 54%、330 万 2,000 円減少の 281 万 8,000 円になります。減少の要因は、フラワーハイツ建設償還補助金、越百園訪問看護ステーションの建設負担金がそれぞれ平成 30 年度で終了し、観成園の敷地料補助のみになることによるものです。

次に、2 項 清掃費は、前年度対比でプラス 188.1%、1 億 6,128 万 4,000 円増加の 2 億 4,703 万 6,000 円の計上でございます。

1 目 衛生センター費は、前年度比プラス 200.5%、1 億 6,118 万 2,000 円増の 2 億 4,155 万 5,000 円を計上させていただきました。

続いて 16 ページをお開きください。

衛生センター費のうち最も大きなウエイトを占める衛生センターの基幹的整備改修事業についてですが、平成 31 年度は 13 節 委託料のうち工事発注支援業務 590 万円と工事監理業務の 1,340 万円、15 節 工事請負費は 2 億 5,040 万円を計上しました。

そのほかでは、11 節 需用費の修繕料について、基幹整備改修の工事期間中におきましても現在の施設を稼働するため、年次計画により既存施設の整備機器の修繕料 890 万円を計上させていただきました。

また、衛生センターの基幹的整備改修事業の特定財源として、先ほど歳入の組合債で説明しました地方債 1 億 4,730 万円を充てる予定です。

続いて 17 ページ、3 目 不燃物処理場費は 10 万円余の増加、前年度とほぼ同額の 548 万円余を計上しました。主な内容は、廃乾電池、廃蛍光管等、一部有害廃棄物の一時保管管理及び処理にかかわる委託料などとなっています。

次に 3 項 病院費ですが、前年度対比プラス 2.9%、2,028 万円余増の 7 億 2,365 万 1,000 円を計上しました。

1 目 1 節の報酬は夜間一次救急診療医師報酬で、昨年度と同額の 360 万円を計上しました。

9 節 旅費、11 節 需用費、14 節 使用料及び賃借料は、研修医確保対策事業として医学生向けの合同病院説明会出展費用としてあわせて 200 万円を計上させていただきました。

28 節 繰出金は、前年度対比プラス 3.0%、2,028 万円余増加の 7 億 690 万 9,000 円を計上しました。

繰出金の内訳は、病院事業会計繰出金の基準内繰出金が 2,149 万円余増加、上伊那地域医療再生事業繰出金が 121 万円余減少しています。

18 ページ、2 目 医師確保対策費は、医師確保対策基金からの繰入金を財源とし、医師研究資金貸与 3 名分に充てるための繰出金 1,100 万円を計上させていただきました。

19 ページの 5 款 公債費は、前年度対比マイナス 3.1%、202 万円余減少の 6,238 万 6,000 円を計上しました。このうち元金償還は前年度より 177 万円余、利子償還は 24 万円余減少していますが、この要因は消防防災施設事業で平成 25 年度に取得した北署、南署の広報用車両整備の償還完了などによるものです。

20 ページ、6 款 予備費は前年と同額の 500 万円を計上しました。

21 ページから 27 ページまでは給与費明細書となっています。

22 ページ、上段の表のとおり、一般会計における一般職の職員数は事務局職員 3 名となります。

28 ページは継続費に関する調書、29 ページは債務負担行為に関する調書と地方債の現在高見込みに関す

る調書、30ページは市町村分担金調書で、費目ごと規約で定められた分担率により構成市町村に御負担をお願いするものでございます。31ページは公債費の構成市町村別の費目別内訳でございます。内容は後刻お目通しをお願いいたします。

議案第3号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○病院事務長（市瀬 憲治君）** 議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして提案説明を申し上げます。

別冊の平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算書をごらんください。

予算書1ページをお開きください。

第2条 業務の予定量でございます。

病床数は、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟も含め運用病床を239床とし、入院患者数は1日平均197人、年間延べ7万2,102人、外来患者数は1日平均503人、延べ12万720人を見込みました。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては、予算実施計画で御説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

事業収益でございますが、前年度当初予算と比較し、6.6%増の69億4,392万1,000円を見込みました。

内訳ですが、医業収益につきましては、1目 入院収益は前年比7.5%増の38億6,530万円、2目 外来収益は前年比8.1%増の18億2,280万円、3目 その他医業収益は3.6%増の6億7,793万3,000円を見込み、医業収益全体では前年比7.2%増、63億6,603万3,000円といたしました。

医業外収益は、2目 他会計補助金は繰り出し基準に基づく一般会計からの補助金6,552万7,000円、3目 他会計負担金は企業債利子等の繰り出し基準分3億857万6,000円、4目 補助金は国県からの保育所運営費補助等530万6,000円、5目 保育所収入350万円、6目 長期前受金戻入額1億7,837万9,000円、7目 その他医業外収益は1,590万円を見込み、医業外収益全体では5億7,788万8,000円といたしました。

4ページをお開きください。

事業費用でございますが、前年度当初予算と比較し2.1%増の66億4,765万4,000円を見込みました。

内訳ですが、医業費用につきましては、1目 給与費は前年比2.7%、9,521万2,000円増の36億3,583万円、2目 材料費は前年比14.1%、1億8,540万円増の15億430万円、3目 経費は前年比8.8%、8,975万円増の11億558万円、4目 減価償却費は前年比13.2%、3,741万1,000円増の3億1,982万3,000円、5目 資産減耗費は前年度と同額の500万円、6目 研究研修費は前年比4.1%、90万円増の2,280万円を見込み、医業費用全体では前年比6.6%、4億867万3,000円増の65億9,333万3,000円といたしました。

医業外費用は、支払利息、看護師養成費償却、保育所経費、雑損失、消費税など、前年比8.5%増の5,432万1,000円を見込みました。

特別損失ですが、退職給付引当金の引き当てが平成30年度で完了したことにより、当年度の予定はございません。

以上の結果、当期純利益を2億9,626万7,000円と見込んでおります。

次に6ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入、1項 企業債は6億9,000万円、2項 負担金は一般会計からの繰出金1億6,717万3,000円、3項 固定資産売却代金では売却する宅地簿価2,729万7,000円を見込み、資本的収入全体では8億8,447万円といたしました。

資本的支出は、1項 建設改良費のうち2目 医療器械は、電子カルテ等に5億8,000万円、通常の医療機器等の整備に1億1,000万円、3目 その他固定資産は備品等1,374万円を予定し、建設改良費全体では7億374万円といたしました。

2項 企業債償還金は3億582万4,000円を見込み、3項 投資は看護師奨学金、医師研究資金等の3,400万円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,909万4,000円は、当年度消費税資本的収支調整及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

次に、20ページ、注記表をお開きください。

5その他、引当金の取り崩しですが、(1)投資の貸倒引当金の取り崩しは、看護師奨学金貸与者の勤務年数満了に伴う償還免除で817万円、(2)退職給付引当金の取り崩しは退職給付金支払いのため7,412万5,000円の取り崩しを予定しています。

次に、2ページにお戻りください。

第5条 企業債の目的及び限度額は6億9,000万円を予定し、予算計上額と同額を限度額といたしました。

第6条 一時借入金の限度額は15億円とし、第7条 経費の流用については、収益的支出、資本的支出との各項目の間で流用できるとするものです。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費及び交際費であります。

第9条 棚卸資産購入限度額は15億3,970万円といたしました。

7ページからはキャッシュ・フロー計算書、8ページから11ページが給与費明細書、12ページが債務負担行為に関する調書、13から19ページが予定貸借対照表、損益計算書等でございます。後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上申し上げ、議案第4号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（清水 正康君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後3時20分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

**○議長（清水 正康君）** 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

日程第4、これより議案に対する質疑に入ります。

議案第1号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

御質疑はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された議案第1号は、別紙議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）

を議題といたします。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された議案第2号は、別紙議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算

議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された議案第3号及び議案第4号は、別紙議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果を報告願います。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

1番 加治木今議員の質問を許可します。

○1 番（加治木 今君） それでは一般質問をさせていただきます。

伊南行政組合が今後担う事務事業への考え方と方針をお聞きいたしたいと思います。

消防事業やごみ収集処理の事務事業は上伊那広域に移行し、徐々にその形を整えてきています。上伊那クリーンセンターの試験運転も順調に進む中、竣工式の日程も予定どおり3月に決まりました。ただいまは、各市町村でごみの出し方の変更点が説明されています。

また、昨年10月には新たにDMO上伊那観光局が立ち上がり、上伊那の観光を広域で取り組んでいくことになりました。しかし、その組織は上伊那広域の事務局にあり、まだまだその姿は見えてきておりません。

国では、人口減少の進む中、自治体の事務事業を広域や一部事務組合で担っている実態調査を昨年行っております。やはり消防、ごみ処理、し尿処理などを連携して行っているところが全国には多く、今後も事務事業を他自治体と協働して担っていく自治体は増えている結果が出ています。

本日は、これらの動きを捉えながら、伊南地域の今後についてお聞きいたします。

また、2番目には昭和伊南総合病院の建てかえについてお聞きいたします。

先般、組合長は、今後の伊南行政組合の担う事務事業を追加したいとして、広域的な観光振興に関する事務と、その他広域的に必要な課題で組合長が必要と認める事項に関することを挙げました。

伊南地域でも人口減少が続くことは、出生数の減少から見ても推測されます。

消防やごみ処理関連事務が上伊那広域に移り、伊南行政組合の事務事業の減少したことから、事務事業への追加を求めて以前から発達障害への支援と公共交通の運営が議員からも挙げられ、現在、担当者間で研究しているとの報告もございました。

今後、人口規模の小さい伊南4市町村は、個性を生かしながらも、連携が必要な部分は共同で取り組むことが望ましいと考えております。

ただ、伊南行政組合は一部事務組合として運営しておりますので、その立ち位置も踏まえながら、追加の提案をされた8月以降の各市町村間の検討状況と伊南行政組合の今後と方針を改めてお聞きいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） それでは、加治木議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

伊南行政組合が今後担う事務事業への考え方と方針はどの御質問でございます。

伊南行政組合でございますけれども、伊南4市町村の一部事務組合として単独の市町村では運営が困難な病院の経営や衛生施設などの効率的な運営など、地域住民の生活に不可欠な共同処理事務をこれまでも担ってき

ていただいております。しかし、ここ数年、消防や廃棄物処理の広域化など、所管事項が減少している状況は御承知のとおりでございます。

一方で、時代の変化とともに地方自治体を取り巻く環境や社会情勢も大きく変化をしてきております。いずれの市町村でも複雑・広範化した新たな課題に対しまして的確に対応していくことがこれまでの延長線上では困難な時代になってきたと言えます。限られた財源の中で少子高齢化や人口減少社会、さらに、これらに起因するさまざまな課題に対応しながら、活力のある地域をつくっていくための知恵と工夫が必要となってきておりまして、これまで以上に自治体間の連携を深め、そのメリットを生かせる戦略的な施策が求められていると思っております。

そこで、昨年8月に伊南行政組合の今後の事業に関する見通しについて、1つとして広域的な観光振興に関する事務、2つ目がその他広域的に重要な課題で組合長が必要と認める事項を、今後新たに計画する共同処理事務として挙げさせていただきました。

広域的な観光振興に関する事務につきましては、平成31年度中の法人設立に向けて準備を進めております伊南DMOに関する事務事業を念頭に提示をさせていただいたところでございます。

その中で、8月以降の検討状況と今後の考え方とのお尋ねでございますが、DMO自体は民間で運営するものであります。その中で、行政の果たすべき役割について、4市町村の特色を生かしつつ伊南行政組合の枠組みを生かし、効果が見込まれる共同処理事務があるのではないか、また、これを伊南行政組合で担うことがふさわしいのかなどについて、現在、具体的な検討を行っているところでございます。

昨年8月にお示しをした時点では、新年度から運用するための規約改正を想定しておりましたが、まだ具体



的な方針が固まっていないため、規約改正につきましては保留をさせていただいている状況でございます。具体的な方針、内容が固まった段階で、改めて御相談をさせていただきたいと考えております。

また、もう1点のその他広域的に重要な課題で組合長が必要と認める事項につきましては、随時生じる行政の諸課題に対し的確に対応するため、必要な範囲で広域連携を図ることの重要性に関しては認識を共有していただいていると、そんなふうにも思っているところでございます。これまでも地域公共交通や発達障害児支援など、新たな共同事務処理の可能性について研究を行ってきたところでございますけれども、この項目を規約に位置づけることによりまして、伊南行政組合としての一部事務組合体制を生かし、構成市町村間の連絡調整をスムーズかつ綿密に行うことが期待をでき、広域的な課題に対しまして実効的な検討を行うことができるものと考えているところでございます。

一方で、8月の全員協議会の折にも皆様から御意見をいただきました。「組合長が必要と認めること」との表現は拡大解釈が可能になるのではないかと御懸念をいただいたところでございます。この項目は、伊南4市町村の一部事務組合の枠組みにおける新たな広域連携事業の業務に係る調整を目的として挙げさせていただいたものでありますので、疑念が生じないように十分検討してまいり所存でございます。この件につきましても、広域的な観光振興に関する事務の進捗状況にあわせまして、改めて提案をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議会の中でもさまざまな面で御議論いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○1 番（加治木 今君）** ただいま答弁をいただきました。

8月以降、議員の間でも、やはり伊南地域、これからの事務事業につきまして何回か話し合う場面もございましたけれども、8月以降の組合としての今の方向をお示しいただきました。

また、伊南地域、これからも変わっていくことがあると思いますけれども、執行部側、また議会側、十分話し合う中で、伊南地域の住民の幸せのために本当に有効的な事務組合になるといいと思っておりますので、今の答弁を現在の時点のお考えとしてお聞きをいたしました。

それでは、2番目に新病院建設を伊南の住民も共有できるようにということでお聞きをいたします。

総合病院がこの伊南地域にあるということが空気のように当たり前になっておりますことが住民生活にも、また地域の発展にも大きく影響していることを改めて感じ、考えるのが新病院建設のタイミングではないでしょうか。

昭和伊南総合病院は、平成20年から経営再建に取り組み、さまざまな努力や医療計画に助けられ、また国の方針も取り入れながら、改築や先進的なものも取り入れながら建設時の起債償還を終え、内部留保も図られ、計画にあった新病院建設に具体的に動き始めました。あり方検討会がスタートいたしました。ここには病院審議会のメンバーに信州大学やこころの医療センターの院長先生も加わり、コンサルタントも入り、現在の状態をまず検証することから新病院の機能を検討しております。議会も早いうちから勉強会をしておりますが、医療あるいは病院経営は大変難しいものです。自治体病院の経営は大変厳しいものですが、やはり病院があるということは住民にとって大きな安心になります。しかし、伊南の各自治体には財政負担もかかってくることも現実です。まだまだ初期の検討段階ですが、住民にとって関心のあることです。これから新病院建設の計画を住民にどのように示していくのかと質問を通告しました翌々日に我が家に届いた病院の広報紙「ほほえみ」に

は「新病院建設に向けて ～さらなる安心と信頼の拠点へ～」という見出しで新病院建設への考え方が住民に示され、理解と協力が求められております。また、ホームページの掲載も記されておりました。

本日は、改めて今後の住民への示し方をお聞きし、現在、病院が置かれている状態と新病院への期待も含め、その考え方を組合長と院長先生にそれぞれのお立場でお聞きいたしたいと思っております。

**○組合長（杉本 幸治君）** それでは、新病院に関する御質問をいただきました。

まず、ここに至る経過でございますけれども、平成19年から導入をされました新医師臨床研修制度の導入によりまして全国的に医師の偏在化が進み、当院におきましても医師不足から診療体制の縮小を余儀なくされたことによりまして、平成20年ころには病院の経営は非常に厳しい状況となりました。そのため組織体制の立て直しや構成市町村からの財政支援を受けることになったわけでございますけれども、当時、経営改革プランとして平成21年度から平成25年度までの5カ年計画を立て、経営安定化に取り組みました。その後、医師、スタッフの懸命な努力もありまして危機を脱したわけでございますけれども、さらなる経営安定化に向けて、続く平成26年度から10年間の第二次経営計画を策定しております。その平成26年2月に策定をいたしました第二次経営計画の表紙には、大きく「地域とともに 皆で創ろう 新病院」とキャッチフレーズを掲げておりまして、その時点で平成35年度までの大きな目標として新病院建設計画の推進を位置づけたところでございます。第二次経営計画の内容としましては、10年のうち前期5年は経営の強化を行い、後期5年につきましては前期の進捗状況を見た上で新病院の検討を行うこととしておりまして、検討に際しては病院あり方検討委員会を設置することにつきましても明記をしているところでございます。

平成31年度は後期5年間のスタートの年に当たります。前期5年の経営状況は、おかげさまで安定をしております。患者数、平均診療単価、収支など、各種の財政指標は計画値に対し良好で、内部留保につきましても平成29年度決算において25億4,000万円に達しております。こうした経過、現状から、昨年2月の伊南議会全員協議会におきまして御説明をしましてとおり、第二次経営計画に沿って新病院の建設計画を進めることとし、本年度より基本構想の策定に着手をし、現在に至っているところでございます。現在、院内を中心に基本構想の検討を進めているほか、あり方検討委員会も2回目の会議を終えた段階で、今後、あり方検討委員会の御意見も踏まえて基本構想案の策定に向けて作業を本格化していく予定でございます。

さて、加治木議員から御質問のごございました新病院建設の考え方と住民に建設計画をどのように示していくかとの2点についてお答えをさせていただきます。

人口減少の中にあっても高齢者数は当面増加をする推計となっております。伊南地域において救急医療をはじめとする基幹病院の機能はなくてはならないものと考えております。

新病院によって住民の皆さんが今日的な施設、設備の中で、より質の高い医療が受けられるよう刷新するとともに、さらなる安心の拠点としたい、また、医師の確保が非常に困難な状況を踏まえる中で、医師に選んでもらえるような魅力のある新病院にすることによって病院運営の長期安定化に向けた一つの契機としたい、そのように考えております。

住民向けの広報につきましては、当面は病院広報「ほほえみ」、あるいは広報「いなん」、さらに病院ホームページを活用して周知をまいります。

また、基本構想の案ができた段階では、その概要を広報「いなん」の特集号でお知らせをし、パブリックコ

メントによって御意見を募集する予定でございます。

その先になります、さらに計画が進行をし、建設場所、施設概要、工事計画などの案がまとまった段階では、各市町村において住民説明会を行う予定でございます。

**○病院事業管理者職務代理人（村岡 紳介君）** 加治木議員の御質問につきまして答弁を申し上げます。

昭和伊南総合病院におけます現在の建物は、昭和58年より使用しているものです。実は、私が医学部を卒業して医師免許を取得したのも、くしくも同じ昭和58年のことでもあります。今年度末になれば竣工、使用開始から36年が経過することになります。私も肩やら背中、あちこち痛いわけでございますが、病院の建物におきましても大雨の際に雨漏りが起こるなど、あちこち不具合が生じてきているところでもあります。また、内装につきましても新たな基準に従って改装いたしました回復期リハビリ病棟や地域包括ケア病棟はまだよいのですが、その他の病棟は、部屋の広さや廊下幅の基準は旧基準のままです、他の新しい施設基準で建設をされました病院と比較いたしますと見劣りがすることは否めません。

さて、話題を転換いたします。

牛井チェーン店であります吉野家の初期のキャッチコピーは「はやい、うまい、やすい」だったそうです。ホームページを見ますと「吉野家の企業風土・理念」と位置づけられているものであります。その後、何度か順序が変わり、最近では「うまい、やすい、はやい」となっています。これは市場の要望に応じて優先順位と割合、内容を変化させてきた結果であるとされます。今後「うまい」が最優先事項であることを変更することはないと述べております。

さて、このキャッチコピーを取り込んだ医療経営の論文が幾つかございます。「うまい」は医療の内容・質が保たれていること、「やすい」は医療費が安い、あるいは関連する費用が少なくて済むこと、そして「はやい」は医療機関が近くにあってアクセスがよいということでもあります。論文で指摘をされるのは、経済が右肩上がりでなくなった現在においては、3つを全て満たしていくことはもう不可能であること、つまり、3つのうち2つを選ぶしかないこととなります。我々医療者は医療の質を捨てることはあり得ませんので、現実には、アクセスを捨てるか、お金をかけるか、このどちらかを選択しなければならないのだと指摘をされています。アクセスを捨てるというのは病院を合併、統合して集約化することにほかなりません。それにより病院機能はとりあえず充実をいたしますが、地域によっては病院までが遠くなり、受診に時間がかかることになるわけであり、もしそれが容認できないと考える場合は、お金をかける決断をするしかないこととなります。

病院あり方検討委員会の役割は、まず、この3つのうち2つを選択するという命題に解答を与えることであるろうと思考しています。住民アンケートにおいては、病院経営の形態という住民の皆様が余り関心がないと思われる点まで設問しているのは、医療の質を保持した上で、アクセスをとるか、お金をとるか、現実には残った3つのうち2つを選択するために住民の皆さんに覚悟を問うていくための設問なのだろうと推測しています。

最後になります、病院の機能は医師によってもたらされます。医師の招聘に引き続き取り組んでいくことは言うまでもありませんが、招聘された医師が活躍できる場所を確保していく必要がございます。病院を新たに建てるということは、その活躍の場所をつくることであり、機器など整備を行う現場でもございます。結果として、新病院建設は医師招聘にもよい影響が期待できるものと考えております。

以上申し上げましたことに御理解くださいますようお願い申し上げますとともに、今後とも御協力賜ります

よう、よろしく願いをいたします。

**○1 番（加治木 今君）** ただいまそれぞれのお立場で答弁をいただきました。

今、議員それぞれの議会でも、ここの伊南議員ではない議員の皆さんからも、病院建設に対するいろいろな疑問、あるいは住民に聞かれて困ったこと等が挙げられております。私たちは、そういう素朴な疑問も受けとりながら、また、今、伊南の地域に病院が1つあるということの重要性をしっかりと認めながら、また、この過程をしっかりと見詰めていかなければいけないということをきょう改めて感じさせていただきました。

私もホームページを見させていただきましても、本当に丁寧にあり方検討会の結果等が出ておりました。

また、住民への説明会もあるということですが、私たち議員も、住民の皆様にご説明の機会には出ていって、そしてともに考えていきたい、そんなようなことを本日の答弁をお聞きして考えさせていただきました。

医療従事者の皆様には、ぜひ今後も頑張ってくださいということ、そして、行政の側ではこのことをしっかりと考えながら前へ進めていくことが大切ではないかと感じさせていただき、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（清水 正康君）** これにて1番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

午後3時56分 休憩

午後5時20分 再開

**○議長（清水 正康君）** 本会議を再開いたします。

日程第6、これより委員長報告に入ります。

議案第1号については病院厚生委員長から、議案第2号については病院厚生委員長から、議案第3号については総務衛生委員長から、議案第4号については病院厚生委員長から、それぞれ審査結果の報告を求めます。

**○病院厚生委員長（加治木 今君）** 議案第1号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑におきまして、この条例改正について「対象は何人ぐらいいるか。」ということでもございましたけれども、「医師が1人、また看護婦では26名の対象者と面談をし、この条例を利用したいと思っているのは2名ほどであった。」という報告がございました。

以上で報告を終わります。

それでは、病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**○総務衛生委員長（堀内 克美君）** それでは、総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします、本委員会に付託されました議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算につきまして、本日、委員会

を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

なお、質疑の中で衛生センターの工事について「現施設を稼働しながら工事を進めるとの説明をされたが、どのように行われるのか。」の質問に対しまして「稼働をとめるわけにはいかないので、コンサルタント等と協議をしながら安全に工事を行っていく。」との答弁がありました。

以上でございます。

**○病院厚生委員長（加治木 今君）** 病院厚生委員会審査結果報告。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑の中で内部留保資金につきまして「新しい新病院の建設の原資と捉えてよいか。」という質問に対しましては「基本構想計画の中で有利な形で資金計画はしていきたいということで、これを原資として捉えるということではない。」という返答がございました。

また、「自治体負担が重くならないようにしていただきたい。」という要望も出ておりました。

以上で報告を終わります。

**○議 長（清水 正康君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

まず、議案第1号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成30年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成31年度伊南行政組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（清水 正康君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成31年度伊南行政組合病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで組合長よりごあいさつをお願いいたします。

**○組 合 長（杉本 幸治君）** 平成31年第1回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきました議案の全てについて、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

伊南行政組合の共同処理事務につきましては、数年前から新たな広域連携事業の可能性について研究を進めているところです。今後、伊南地域が活力ある地域として持続発展していくことを主眼に、4市町村の相互連携、協力による効果が発揮できる体制を念頭に、引き続き検討を進めてまいります。

昭和伊南総合病院につきましては、おかげさまで平成30年度の病院収支状況は、現時点では黒字を見込める状況になっております。

平成31年度は第二次経営計画後期計画の初年度になります。経営基盤の安定に一層努めるとともに、新病院建設基本構想の策定を推進し、引き続き地域住民に対し良質な医療サービスを効果的、安定的に提供をし、安全・安心のよりどころとしての役割を担うことができるよう努めてまいります。

また、医師につきましては、現在30名体制であり、医師不足の状況にありますので、医師招聘には今後も最善を尽くしてまいります。

さて、駒ヶ根市議会議員の任期満了に伴う選挙が統一地方選挙にあわせて4月21日投票で執行される予定でございます。

立候補を決意されている議員の皆様には、引き続き議場でお会いできますよう心から御当選を御祈念申し上げ

げる次第でございます。

また、今期で勇退をされる議員の皆様には、今日まで伊南行政組合議会議員としても伊南地域進展のために御尽力を賜りましたことに対し心より御礼を申し上げます。

議会議員を退任されましても、伊南地域進展のため、さらなる御指導を賜りますとともに、御健勝でますます御活躍されますことを御期待申し上げる次第でございます。

また、飯島町議会におかれましては議会構成の変更があると伺っております。伊南行政組合議員を退任される議員におかれましては、今日まで伊南行政組合議員として御尽力を賜りましたことに対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。退任をされましても、伊南地域進展のため、さらなる御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、各市町村とも3月定例議会も間近に迫っております。議員各位におかれましては、健康に御留意をされ、ますます御活躍されますよう祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

大変お疲れさまでした。

**○議 長(清水 正康君)** これをもって平成31年第1回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。  
お疲れさまでした。

**○次 長(松澤 京子君)** 御起立をお願いします。(一同起立) 礼。(一同礼)

ありがとうございました。

午後5時31分 閉会

---

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成31年2月20日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員